

議案第47号

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月目黒区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明） 目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。